

(3) 宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ(案)

1 宣誓日時の予約

- ・ 宣誓を希望される日の原則7日前（土、日、祝日、年末年始を除く）までに、窓口、電話、メールにて予約連絡をしてください。
 - ・ 宣誓希望日時、必要書類等の調整や確認を行います。
 - ・ 宣誓日時は状況等により、ご希望に沿えない場合があります。
- ※ 宣誓ができる時間：平日9時～16時（12時～13時を除く）

予約連絡先（人権啓発課）

- ◆ 電話：079-221-2376（平日9時～17時）
- ◆ メール：jinkenkeihatu@city.himeji.lg.jp

2 パートナーシップ宣誓制度説明及び宣誓（人権啓発課）

- ・ 予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、必ずお二人揃ってお越しください。
- ・ 必要書類の確認と本人の確認を行います。
〈必要書類〉
 - ① 3か月以内に発行された住民票の写し
 - ② 戸籍全部事項証明書等独身であることを証明する書類〈本人確認書類〉
 - ① マイナンバーカード
 - ② 旅券
 - ③ 運転免許証
 - ④ その他官公庁が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって本人の顔写真が貼付されたもの
- ・ 市担当職員の前でパートナーシップ宣誓をしていただき、「パートナーシップ宣誓書兼確認書」に自署し提出していただきます。
- ・ 書類に不備がある場合については、宣誓日を延期または、受領証の交付の延期をさせていただきます場合もあります。
- ・ 宣誓場所は、プライバシーに配慮した場所をご用意します。

3 パートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードの交付（住民窓口センター）

- ・ 宣誓日当日に受領証及び受領証カードの交付を予定しています。
（希望者には、後日、書留にて郵送する場合があります。ただし、郵送料は本人負担です。）

※ その他に「パートナーシップ宣誓証明書」も交付することができます。

住民窓口センター（本庁のみ）にて1通300円

※ 宣誓書受領証（受領証カード）の提示により、市営住宅への入居や結婚祝記念樹の配布等、市サービスを開始する予定です。